

広報

# じんけん

～ 出会い 気づき 発見 ～

編集・発行 / 川西市人権推進室  
〒666-8501 川西市中央町12-1  
☎ 072-740-1150  
FAX 072-740-1151

◆小学生高学年の部  
北陵小学校6年 片山彩苗さん

やめようよ  
見て見ぬふりは  
もういじめ



平成29年度  
「人権文化をすすめる県民運動」  
に伴う

## 人権川柳コンテスト 優秀賞

### 受賞作品の紹介

今年も「人権川柳コンテスト」  
に小・中学生の皆さんを中心に  
多数ご応募いただきました。  
その中で、優秀賞に選ばれま  
した4作品をご紹介します。

◆小学生低中学年の部  
北陵小学校4年 川端瑛心さん

その言葉  
言うまえ少し  
かんがえよ



◆一般の部  
小戸丁目 今井啓子さん

あかんやろ  
言える勇気が  
友救う



◆中学生の部  
川西中学校2年 名田結菜さん

やめようよ  
一人の勇気で  
笑顔咲く



## 第8回 人権フォト写真 コンテスト in かわにし

人権の視点で  
身近な風景を  
写してみませんか

〈共通テーマ〉「気づき」  
〈応募資格〉市内在住、在勤、在学の人

〈賞〉最優秀賞1点 副賞(商品券1万円分)  
優秀賞2点 副賞(商品券3千円分)  
佳作3点 副賞(商品券1千円分)  
※高校生(18歳)以下はすべて図書カード

主催 / 川西市 (問合せ) 人権推進室 ☎ 740-1150  
※応募方法などの詳細は人権推進室HPをご覧ください。

作品募集中

締め切り  
9月29日(金)



昨年の優秀作品

## 本人通知制度とは?

本人通知制度は、市町村が住民票の写しや戸籍謄本など(以下「住民票の写し等」という。)を、代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人(事前に市町村への登録が必要)に交付したことをお知らせする制度です。

平成26年3月から川西市では本人通知制度を導入しました。  
ぜひ、この機会にご登録ください。



ぜひ、  
登録を!

### 【目的】

- 不正請求及び不正請求の防止(不正請求の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の早期究明が期待できる)
- 不正請求の抑止(不正が発覚する可能性が高まることから、不正請求を躊躇させる効果が期待できる)

### 【登録できる人】

川西市に住民登録や本籍のある人(過去にあった人も含みます)

### 【登録窓口】

市役所市民課(各行政センター、アステ市民プラザでも事前登録申出書を預かりますが、市民課にて審査受理したのちに登録されます)

### 【登録に必要なもの】

- 窓口に来られる人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
  - 法定代理人の場合は、戸籍謄本などのその資格を証明する書類
  - 任意代理人の場合は、委任状
- ※郵送での申し出も可能ですが、事前に市民課へお問い合わせください。

### 【通知の対象となる証明書】

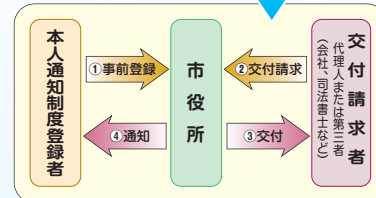
住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の謄本および抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写しなど

### 【通知される内容】

交付年月日、交付した証明書の種類、交付部数、交付請求者の区分(代理人または第三者)

安心! 簡単! 便利!

【問合せ先】  
市役所・市民課  
☎ 740-1165



## 【全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん電話相談」】

相談は無料 ★秘密厳守

☎ 0570-003-110 (全国共通ナビダイヤル)

●平成29年9月4日～8日 / 8:30～19:00 9月9日・10日 / 10:00～17:00

相談者は人権擁護委員・法務局職員が行います。(問合せ) 神戸地方方法務局人権擁護課 ☎ 078-392-1821



## 【川西市・特設人権相談】 ※できれば予約を ☎ 740-1150

●毎月第3金曜日の午後1時～4時 市役所2階人権推進室相談室で  
市内の人権擁護委員2名が相談をお受けします。

●お急ぎの時は、法務局の人権電話相談へ ☎ 0570-003-110 平日8:30～17:15

## 地域や職場での人権学習には人権啓発映像ソフトライブラリーをご利用ください!

●人権学習用DVDやVHSビデオテープなど、さまざまな人権課題(ジャンル)を取り揃えています。

※詳しくは人権推進室 ☎ 072-740-1150

またはホームページをご覧ください。





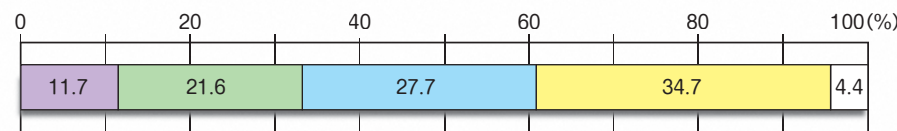
## 「市民意識調査」 & 「人権行政推進プラン(改定版)」から

【人権問題に関する市民意識調査 (H25年11月)】

**問** 次のような意見について、あなたはどのように思いますか。

◆同和問題は、そっとしておけば自然になくなる問題だ

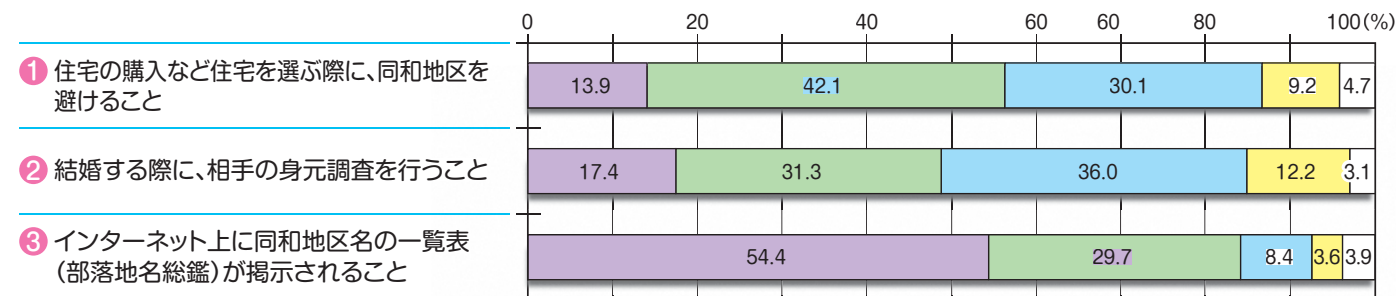
■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない ■ 無回答



※「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は、33.3%

**問** 次のような事柄について、あなたはどの程度、問題があると思いますか。

■ 問題あり ■ どちらかといえば問題あり ■ どちらかといえば問題なし ■ 問題なし ■ 無回答



※「どちらかといえば問題なし」「問題なし」の合計は、①で39.3% ②で48.2% ③で12.0%

### 【川西市人権行政推進プラン(改定版)】

#### ④具体的な人権課題

##### (5) 同和問題

- ◆現状と課題…略
- ◆今後の方向性

すべての人々の  
人権が擁護され、だれもが誇れる  
明るく心豊かな  
川西市をめざして



同和問題については、その実態からかけ離れたマイナスイメージを強くもつ市民が少なくありません。また、「市民意識調査」からも、同和地区や同和地区住民に関する偏見に基づいた発言に接した経験があるという市民が多くいることがわかりました。同和地区に対する偏見や差別意識を解消するとともに、差別的な発言や偏見に基づいた情報などを批判する力を市民が身につけることができるように、人権教育・人権啓発に取り組みます。

また、市職員や教職員への研修の充実に努めます。地域社会の中で、同和問題を人権問題としての共通の視点でともに考え、ともに解決していく中で、相互に交流や理解が進んでいく取り組みを支援します。

また、「えせ同和行為」対応についての啓発と法務局や警察との連携を図ります。

◆7月12日、市総合センターにおいて、川西市人権教育協議会主催の講演会(合同研修会)が、講師に、部落解放・人権研究所名誉理事の友永健三さんを招いて、『「部落差別解消法」が成立～その意義と課題について～』と題して、開催されました。

#### <参加者アンケートから>

- ▶ 部落問題について、今まで深く考えることはなかったのですが、今、あらためて考えてみると、部落に対する偏見があったなと思いました。子どものうちから、しっかりと部落についての勉強があれば、正しい知識と考えも身につくのかなと思いました。
- ▶ 学校現場では、どうしても表に表れやすい差別や人権問題などについて焦点あてて取り組みがちですが、あらためて部落差別について、取り上げる必要性を感じました。
- ▶ 特に心に残ったのは、友永さんが言った『障がい者差別をなくすためには、障がい者をなくすことではないのと同様に、部落差別をなくすためには、部落をなくすことではない。』という言葉でした。



## 平成28(2016)年12月に公布・施行された「部落差別解消法」って、どんな法律?

### 全文

◆部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号) 公布 平成28年12月16日

#### (目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

#### (教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

#### (部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## Q 以前にも、同和問題(部落差別)に関する法律があったように思うのですが?

A はい、確かにありました。

- ▶ 1969年 「同和对策事業特別措置法」の制定(10年の時限立法)
- ▶ 1979年 同法の3年延長
- ▶ 1982年 「地域改善対策特別措置法(5年の時限立法)
- ▶ 1987年 「地対財特法」(5年の時限立法)
- ▶ 1992年 「地対財特法」の5年延長
- ▶ 1997年 「地対財特法」の5年再延長
- ▶ 2002年 法の終了

※「地対財特法」⇒ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

このように、計33年間、法律の名称を変えながら「特別措置法」という時限立法がありました。しかし、これらの法律の主たる目的は、同和地域(部落)の環境改善や地域住民の福祉の向上などで、部落差別の解消を主目的とした法律ではなかったのです。

そして、今回、あらためて当事者の人々をはじめ国民の幅広い要望等により、部落差別の解消を主目的としたもの且つ時限的なものではない法律がつくられ、施行されたのです。